

「三鷹市受動喫煙防止条例（素案）」に係る市民意見への対応について

【凡例】

- ① 条例（案）に盛り込みます・・・・・・・・意見を概ね提案どおりに盛り込むもの
- ② 条例（案）に趣旨を反映します・・・・・・・・意見の趣旨を条例に反映するもの
- ③ 規則を策定する中で対応します・・・・・・・・規則策定段階で判断するもの
- ④ 事業実施の中で検討します・・・・・・・・事業実施段階で判断するもの
- ⑤ 既に条例（素案）に盛り込まれています・・・・・・・・既に意見やその趣旨が条例（素案）に盛り込まれているもの
- ⑥ 対応は困難です・・・・・・・・趣旨の反映を含め条例（案）や規則等に盛り込むことが困難なもの
- ⑦ その他・・・・・・・・その他の意見など

パブリックコメント提出状況

人数： 34名
 件数： 50件（うち重複36件）

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

No	該当部分	市民意見 ※	対応の方向性	
1	条例名	「三鷹市内路上喫煙禁止条例」にしてもらいたい。	⑥対応は困難です	市の施設や子どもの利用施設に加え、これらに隣接する路上については禁煙と定めていますが、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例を受け、受動喫煙の防止をさらに進めることを目的としているため、「三鷹市受動喫煙防止条例」とします。
2	条例名	「受動喫煙防止条例」である以上、健康づくり主管課と両方で立案・提案すべきである。	⑦その他	条例の検討にあたっては、健康づくり主管課である健康福祉部健康推進課とも連携して進めています。
3	第1	「喫煙する人とししない人の共存を図るとともに」は削除すべきである。	⑥対応は困難です	受動喫煙による市民の健康への悪影響を防止する観点から、喫煙を規制するだけでなく、マナーの向上や適切な対策（喫煙場所の整備など）を進め、喫煙する人とししない人が共に互いを理解、尊重できるよう「喫煙する人とししない人の共存」が図られるまちづくりを目指します。
4	第1	喫煙する人とししない人の共存を図り、喫煙者のマナーアップ向上を推進してもらいたい。	⑤既に条例（素案）に盛り込まれています	喫煙する人とししない人が共に互いを理解、尊重できるよう「喫煙する人とししない人の共存」を図り、マナーの向上に取り組みます。
5	第1	三鷹市全域で「路上喫煙禁止」を行うべきである。	④事業実施の中で検討します	本条例は「市民の健康への悪影響を防止する」ことを目的としているため、受動喫煙の恐れのある路上喫煙は制限されます。
6	第1	喫煙マナーアップ区域よりも広い範囲、もしくは市内全域で歩行喫煙も禁止または制限してほしい。	⑤既に条例（素案）に盛り込まれています	本条例は「市民の健康への悪影響を防止する」ことを目的としているため、受動喫煙の恐れのある歩行喫煙は制限されます。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
7	第1	喫煙者と非喫煙者を完全に分断出来るような配慮をするべきである。	⑥対応は困難です	喫煙する人とならない人が共に互いを理解、尊重できるよう「喫煙する人とならない人の共存を図る」ことを趣旨としているため、完全に分断することは困難です。受動喫煙を防止することについて啓発活動を進めていきます。
8	第1	三鷹市は都内他市よりも路上喫煙が多い。市民憲章の「二、清潔な環境を保ち、心身ともにすこやかに暮らせるまちをつくりまします」とも乖離している。	④事業実施の中で検討します	「未来を担う子どもの心身の健やかな成長に寄与するとともに、誰もが健康に暮らせる安全で快適な生活環境を確保する」ため、啓発活動を進めていきます。
9	第1	三鷹駅前では店内禁煙のお店が増加した分、路上喫煙者及びポイ捨てが増えていく。吸い殻からの新型コロナウイルス感染症への感染リスクもある。たばこのフィルターの一部はプラスチックであることから、ポイ捨ても取り締まるべきである。	④事業実施の中で検討します	受動喫煙を防止するための条例であることから、本条例でたばこの吸い殻の投げ捨てを取り締まることは困難ですが、誰もが健康に暮らせる安全で快適な生活環境を確保する目的から、啓発活動を進めていきます。なお、「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」第47条の2で「吸い殻の投げ捨てを行ってはならない」ことを定めています。
10	第1	条例は第一歩で、長期的には三鷹市はたばこ税から脱却してほしい。	⑥対応は困難です	たばこ税は、たばこ税法に基づき課税されるものであり、本条例で制限することはありません。
11	第1	受動喫煙がゼロになることで、市民の健康にも貢献する。	⑤既に条例（素案）に盛り込まれています	受動喫煙による市民の健康への悪影響を防止することを目的としています。
12	第1	三鷹駅前には喫煙者が多く、においだけでなく、やけどの被害も心配である。	⑤既に条例（素案）に盛り込まれています	本条例は「市民の健康への悪影響を防止する」ことを目的としているため、受動喫煙ややけどの恐れがある喫煙は制限されます。
13	第1	車窓からたばこを出すことや、自転車、二輪車で喫煙も禁止または制限すべきである。	⑤既に条例（素案）に盛り込まれています	本条例は「市民の健康への悪影響を防止する」ことを目的としているため、受動喫煙を生じさせるような車窓、自転車、二輪車等における喫煙も制限されます。
14	第2 第1号	加熱式たばこの健康被害が明らかではなく、現状の紙巻と同等の扱いから変えるべき。	⑥対応は困難です	加熱式たばこの受動喫煙のリスクについては、厚生労働省の知見として「加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要。」とあることから、現時点では紙巻と加熱式たばこは同等の扱いとします。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
15	第2 第1号	加熱式たばこは規制対象とすべきである。	⑤既に条例（素案）に盛り込まれています	喫煙の定義を「人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより、煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。」としているため、加熱式たばこも規制対象となります。
16	第2 第2号	たばこを吸ったあとの服や呼気に含まれる臭いからの受動喫煙については、どう考えているのか。	⑦その他	たばこを吸ったあとの服や呼気に含まれる臭いと、喫煙により発生した煙を同様なものとして定めていくことは考えていません。
17	第2 第5号	「子ども」と定義するのではなく、18歳から20歳未満の健康も守らなくてはならないのではないかと。年齢で分けた方がよい。	⑤既に条例（素案）に盛り込まれています	20歳未満の方に対して受動喫煙を防止することは重要であると考えます。本条例では全ての年齢の方が受動喫煙防止の対象です。その中で、特に受動喫煙を防止する対象を18歳未満の「子ども」とし、学校（大学、高等専門学校を除く）と連携、協力をして、受動喫煙防止に取り組むことを推進します。
18	第3 第2項	三鷹市医師会等とも協力して、喫煙者へのたばこの害についての啓発をしてほしい。	②条例（案）に趣旨を反映します	関係団体と協力して、正しい知識の普及啓発や喫煙者のマナーの向上に努めます。
19	第3 第3項	副流煙の害をなくすことは理解できるが、受動喫煙に限定せず、喫煙に興味を持たせない施策が必要である。	⑤既に条例（素案）に盛り込まれています	喫煙及び受動喫煙に関する正しい知識の普及啓発をすることで、身体への悪影響等についても啓発していきます。
20	第3 第3項	喫煙規制だけでなく、喫煙所整備とマナー啓発が必要である。	⑤既に条例（素案）に盛り込まれています	受動喫煙による身体への悪影響等が生じないよう適切な対策（喫煙場所の整備など）を行うとともに、喫煙者のマナー向上のため、正しい知識の普及啓発をするよう努めます。
21	第3、第4及び第5	三鷹市、市民、事業者等との連携・協力ができるよう協議会を設置すべき。協議会設置ができない場合は、環境保全審議会で審議することを条例に盛り込むべき。	⑥対応は困難です	現時点で協議会設置や環境保全審議会で審議することを条例に盛り込むことは考えていませんが、環境保全審議会などに適宜報告し、ご意見を伺いながら、課題があれば解決していきます。
22	第6及び第7	共存をすすめるためにも、仙川平和公園等の公園、元気創造プラザ（災害避難場所）等市の施設にも喫煙所を設置してもらいたい。	③規則を策定する中で対応します	元気創造プラザでは隣接する三鷹中央防災公園内に喫煙所をすでに設置しています。必要な特定喫煙所は周辺の環境（場所、利用状況など）に合わせて適切に配置し、受動喫煙防止を推進していきます。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
23	第6	スポーツ施設における「喫煙所の撤去」と「敷地内全面禁煙」をしてほしい。(新川テニスコート、大沢総合グラウンド等)	④事業実施の中で検討します	市の主なスポーツ施設については、条例の施行にあわせて、原則、敷地内を禁煙とします。ただし、周囲の環境(場所、利用状況など)に合わせ、必要な特定喫煙所(受動喫煙防止対策がされたもの。三鷹中央防災公園の公衆喫煙所など。)は適切に配置します。
24	第6	特定喫煙所を市が設置すべきではない。	⑥対応は困難です	市では喫煙を規制するだけでなく、喫煙者のマナーの向上にも努めることと、必要な特定喫煙所は周囲の環境(場所、利用状況など)に合わせて適切に配置していくこととし、受動喫煙防止を推進していきます。
25	第6	特定喫煙所の性能が重要である。脱臭、化学物質等有害物質の除去はできるのか。閉鎖型の喫煙所であっても、人の出入りで煙が漏れでる。喫煙者が必ず喫煙所内で喫煙するとは限らず、周辺での喫煙が生じるのではないか。	④事業実施の中で検討します	受動喫煙を防止する対策を行い、周囲の環境(場所、利用状況など)に合わせた適切な特定喫煙所を配置します。閉鎖型所の場合は、脱臭、身体に悪影響を及ぼす物質を除去し、喫煙室内の空気が外部に漏れ出ないような喫煙所とします。
26	第6	喫煙に対して過剰な抑制を感じる。市の施設や近隣まで制限するのは一方的である。	⑥対応は困難です	受動喫煙を防止するため、市の施設のうち、不特定多数の人が集まる施設、子どもが利用する公園などでの喫煙は禁止します。
27	第6	煙対策を行えば、閉鎖型の喫煙所でなくてもいいのではないか。	③規則を策定する中で対応します	特定喫煙所は、受動喫煙を生じない対策を行った喫煙所として市長が認めた喫煙所であり、現時点では必ずしも閉鎖型の喫煙所のみとは考えていません。
28	第6	なぜ喫煙の禁止を市の施設に限定しているのか。	⑦その他	市の施設のうち、東京都受動喫煙防止条例で規制されるのは一部であるため、子どもが利用する公園などの不特定多数の人が集まる施設は、喫煙を禁止しています。
29	第6及び第7	「隣接する路上において、喫煙をしてはならない。」はよいと思う。	⑤既に条例(素案)に盛り込まれています	受動喫煙防止のため、対象となる施設については、隣接する路上も禁煙とします。
30	第6及び第7	隣接する路上というのはどの範囲をさすのか。	③規則を策定する中で対応します	隣接する路上とは、規制対象の施設の利用者などに受動喫煙を生じさせないために設定するものです。また、施設利用者が路上でたばこを吸うことがないようにするなど、周囲の状況に合わせて規則等で定めていきます。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
31	第7	第7の子どもの受動喫煙防止のために、家庭と自家用車内で、子ども・妊産婦に煙を吸わせない規定（努力であっても）を入れるのが良い。	⑦その他	家庭と自家用車内での喫煙の規制については、東京都子どもを受動喫煙から守る条例において、すでに規制されています。市の条例では、受動喫煙による身体への悪影響等が生じないよう適切な対策及び正しい知識の普及啓発に努め、受動喫煙を防止していきます。
32	第7	特に受動喫煙を防止するのが子ども（18歳未満）に限定されているのはどうか。高齢者にも影響はあると思う。	⑦その他	本条例は、すべての年齢の方の受動喫煙を防止する条例です。その中で、第7では、特に子ども（18歳未満）の受動喫煙を防止することとし、学校（大学、高等専門学校を除く）と連携、協力しながら、受動喫煙防止に取り組むことを推進します。
33	第7 第2項	条例第7第2項に定める特定喫煙所の整備をぜひしてもらいたい。	④事業実施の中で検討します	都市公園、児童遊園、広場及び緑地に対する規制は、子どもに受動喫煙を生じさせないためであり、必要な特定喫煙所は、周辺環境（場所、利用状況など）に合わせて適切に配置します。
34	第7 第2項	都市公園、広場、緑地に隣接する路上の規制は過剰であり、不要である。	⑥対応は困難です	都市公園、広場、緑地に対する規制は、子どもに受動喫煙を生じさせないためであり、そのためには、隣接する路上も規制する必要があると考えています。
35	第7 第2項	公園は子ども達が遊ぶ時間帯のみ禁煙分煙措置をすればよい。	⑥対応は困難です	都市公園、児童遊園、広場及び緑地に対する規制は、時間帯で禁煙、分煙する考えはありません。
36	第7 第2項	玉川上水緑道はこの条例で規制対象となる「公園」であるはずなので、喫煙マナーアップ区域または喫煙禁止区域に指定し、さらに三鷹駅北側も範囲に入れてほしい。	④事業実施の中で検討します	玉川上水緑道は都立公園であることから、市条例で対象とする公園ではありません。現時点で、玉川上水緑道と三鷹駅北側は、喫煙マナーアップ区域に指定する予定はありませんが、まずは利用者の多い三鷹駅南口を喫煙マナーアップ区域に指定し、あわせて正しい知識の普及啓発に努めることで市民等の意識の向上を図っていきます。路上等喫煙禁止区域の指定については、喫煙マナーアップ区域での成果が見られない場合に検討します。
37	第7 第4項	啓発対象を第7第4項の子どもだけでなく、たばこを吸う大人にも拡大する必要がある。	⑤既に条例（素案）に盛り込まれています	普及啓発については、第3第3項「市は、受動喫煙による身体への悪影響等が生じないよう適切な対策及び正しい知識の普及啓発に努めなければならない。」と規定しているとおり、子どもだけでなく、すべての年齢の方に対して啓発を進めていきます。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
38	第8	喫煙マナーアップ区域は、なぜ市内全域でやらないのか。駅前だけでは不十分である。また、喫煙マナーアップ区域を広げることはないのか。(三鷹駅北口等)	④事業実施の中で検討します	まずは利用者の多い三鷹駅南口を喫煙マナーアップ区域に指定し、あわせて正しい知識の普及啓発に努めることで市民等の意識の向上を図っていきます。区域の変更や、路上等喫煙禁止区域の指定については、三鷹駅南口の喫煙マナーアップ区域での成果によって検討します。
39	第8	三鷹駅前の喫煙状況の把握をするべきである。	⑦その他	三鷹駅前の喫煙状況につきましては調査をします。
40	第8	喫煙マナーアップ区域が他の自治体の模範となることを期待する。	④事業実施の中で検討します	喫煙マナーアップ区域では指導員を巡回させ、喫煙所を案内するなど、受動喫煙の防止を推進していきます。
41	第8	マナーアップへの期待ではなく、路上喫煙禁止にしてほしい。区域は中央通り一帯に広げてはどうか。	④事業実施の中で検討します	まずは利用者の多い三鷹駅南口を喫煙マナーアップ区域に指定し、あわせて正しい知識の普及啓発に努めることで市民等の意識の向上を図っていきます。路上等喫煙禁止区域の指定については、喫煙マナーアップ区域での成果が見られない場合に検討します。
42	第8	改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例ですでに全ての場所で配慮義務があるため、罰則のない喫煙マナーアップ区域ではなく、罰則のある路上喫煙禁止区域でよい。	④事業実施の中で検討します	喫煙マナーアップ区域は、指導員を巡回させ、喫煙所を案内するなど、受動喫煙の防止を推進する区域です。路上等喫煙禁止区域の指定については、喫煙マナーアップ区域での成果が見られない場合に検討します。
43	第8	三鷹駅前に喫煙所を置くのであれば、閉鎖型にしてデッキ上に置くか、公衆トイレを改修して設置してはどうか。	⑦その他	三鷹駅前デッキ上への閉鎖型喫煙所の設置も検討しましたが、荷重の問題があり不可能です。また、公衆トイレを喫煙所に改修することも困難です。
44	第8	ジブリ美術館に続く緑の小ひろばへの喫煙所の設置は景観が悪くなり、イメージダウンである。	⑦その他	緑の小ひろばにおける喫煙所の設置は、景観を考慮して、配置する場所や色彩等についても配慮をします。
45	第8	喫煙所の設置を否定はしないが、三鷹駅前に置くことはやめてほしい。	⑦その他	多くの人が往来する三鷹駅南口周辺を喫煙マナーアップ区域に指定することで、受動喫煙防止をさらに進めていきます。喫煙する人とならない人が共に互いを理解、尊重できるよう、喫煙者のマナー向上を図るとともに、三鷹駅南口周辺に特定喫煙所を設置する必要があると考えています。
46	第8	三鷹駅前デッキ喫煙所は三鷹の窓口としてはふさわしくないと思う。	④事業実施の中で検討します	三鷹駅前デッキ喫煙所は、望まない受動喫煙対策を講じることが困難であったため、7月に撤去しました。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
47	第8	喫煙マナーアップ区域外でも受動喫煙を生じさせないよう配慮するようにならなければならない。	⑤既に条例（素案）に盛り込まれています	市民の責務として、第4第1項「市民は、受動喫煙を生じさせないよう努めなければならない。」と規定しており、市内全域で受動喫煙に対する配慮を求めています。
48	第9	三鷹駅前の人動きが多い区域を喫煙マナーアップに指定し、適切な対策をした上で、マナーアップを図って欲しい。	②条例（案）に趣旨を反映します	喫煙マナーアップ区域において、喫煙する人とならない人が共に互いを理解、尊重できるよう、適切な対策及び正しい知識の普及啓発を推進していきます。
49	第14	過料の額は妥当なのか（安すぎるのではないか）。根拠は何か。	⑦その他	過料は、喫煙マナーアップ区域で成果が見られなかった場合に、喫煙禁止区域において科すものです。マナーの向上を目指すという条例の趣旨から、現状ではこの金額が適切であると考えています。
50	第14	「科すことができる」ではなく、「科す」がよい。	⑥対応は困難です	「科すことができる」を変更することは困難ですが、喫煙禁止区域を指定したときは適切に対応します。